

チップの利用促進基準

建設発生木材勉強会暫定版

■チップの利用促進基準とは

建設発生木材のリサイクル率を向上させる目的で、チップを原料ごとに分類したものです。

チップ区分	チップ原料	備考
Aチップ (切削、破碎)	柱、梁等断面積の大きなもの 無垢木(幹材)	CCA含有物、合板、ペンキ付着物、金属等の異物を含まないこと
Bチップ (破碎)	主にパレット、梱包材、解体材で比較的断面積のあるもの 無垢材(枝材)	同上
Cチップ (破碎)	Bチップと同様および合板等	CCA含有物、ペンキ付着物、金属等の異物を含まないこと
Dチップ (破碎)	型枠等上記以外の木くず。ペンキの付着した木くず(襖、障子等を含む。プラスチック加工木は除く)	CCA含有物、金属等の異物を含まないこと、水分を多く含んだものは除く
ダスト	チップ製造の際の副産物	有害物、金属を含まないこと

チップの大きさ A～Dチップについては、5cmスクリーン通過(概ね5cm以下)を標準としますが、利用用途によっては、3cm以下、1cm以下としても出荷できます。土木の現場などで伐採材を現場内利用する場合において、堆肥化や吹付け材等に用いるものに関しては本規格以外とし、用途に応じてサイズを決定します。

■チップの利用用途

Aチップ	Bチップ	Cチップ	Dチップ	ダスト
				
製紙原料	段ボールパルプ、繊維板、化粧用パーティクルボード等	建材用パーティクルボード等	燃料用	敷きわら等